

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	林野庁経営課
部署の業務内容	森林組合の健全な発展のための指導、林業経営政策の企画・立案、林業労働力の確保・育成、特用林産の振興

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。		○	具体的な取組としては、重要な外部関係者等との会議には極力課長自らが出席し、意見を拝聴。また、所管が複数の局課又は他省庁に及ぶ事案には、必ず密接な連携を持って統一的に対応するよう指示。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。		×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		×	事業説明会においてアンケートを実施したところ、資料の作成方法についてわかりやすく作成して欲しい等の要望があったため、参考資料の添付方法について次回から改善することとした。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。		×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。		—	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。		○	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	全国および地域ブロック国産材供給協議会、森林施業プランナー研修や団体の大きな行事には課長以上の者が出席し、積極的な意見交換を行っている。 新規施策の企画・立案等のための懇談会を開催する場合には、メンバーの選定に当たってのバランスに配慮することとする。また、上記の場において、関係者の意見を十分に聴くように心がけ、重要な論点等については幹部と十分な議論を行い、解決方法を見つけるよう心がける。 各会議において寄せられた意見の原因分析、背景を聞き、必要に応じて幹部に報告し、今後の政策の改善に役立てていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等としては、全国森林組合連合会、県森林組合連合会の指導、森林組合の各種税制特例、施業集約化・供給情報集積事業。関係団体の特用林産の生産・流通・消費の振興等が挙げられる。 政策により影響を受ける者、それぞれの利害を見極めながら業務を進めるように心がけている。また、業界の主張が偏ったものとなっていないか、業界との意見交換等に際して常に検証し、定期的に幹部に報告を行うこととする。 特用林産の表示ルール等について、業界と消費者との共有化の機会を提供していく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	きのこ等について、食品の生産者、関係業界に対し、安全安心な生産方法や生産工程管理の指導普及、消費者に対し、食品の安全に関する適切な情報の提供、食品業界に対し、コンプライアンスの徹底を図るために支援に関する業務がある。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後に見直した業務内容は以下のとおり。 ・業界団体による「安心きのこ生産マニュアル」の作成支援 ・きのこに関する基礎GAPを作成し、生産者へ指導普及 ・しいたけの品質表示の適正化に向けた業界の取組への支援
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	定期的な検証の結果、実施した措置は以下のとおり。 ・「安心きのこ生産マニュアル」の改訂への支援 ・しいたけの品質表示の適正化に向けた業界への指導
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	きのこ等について食の安全に関する情報提供に努めるとともに、食育にも取り組んでいる。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	・山菜、きのこについて、毒性のあるものを採食しないよう、国民に注意喚起の情報提供に努めるとともに、適切な利用について指導・助言を行う専門家を養成するアドバイザー制度の普及にも努めている。 ・他の食品において安全を脅かす事故が発生した場合は、きのこ等の関係業界に対し、速やかな情報提供に努めている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	当該業務を行う際は、研究者、専門家の意見を聞いて行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	生産者に対しては、「安心きのこ生産マニュアル」やGAPの指導普及、流通業者に対しては企業コンプライアンスの徹底への指導等、各段階において食の安全安心に対する取組を強化するよう指導している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	－	当該業務を行う際は、研究者、専門家の意見を聞いて行っている。
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	木炭については、食品の加熱調理や浄水用に使うこともあることから、食の安全も考慮した業界による品質基準をH22年度までに作成するよう指導する。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	外部専門家に対し、会議説明を依頼する際は、出席者にわかりやすい資料にすべき。		外部専門家の作成した資料についても事前に打ち合わせを行い、誰にでもわかるような資料となるよう努める。